② お祝金30,000円をもらったにも係 わらず会計処理が行われておらず、 また、不明な現金等49,961円があ	(用) 山梨県国際父流協会 (1) 現金や預金の管理で問題と考えられる事項として次のものがある。 ① (財) 山梨県国際交流協会互助会名義で普通預金669,122円を保管している。この残高は平成14年8月28日以降動きがない。これは、旅行土産パンフレット手数料等であり、雑収入に計上すべきものである。	がともに決算書の中で処理されず簿外処理されている。収入及び事業費全体を決算書に反映する必要がある。一部を除くと経理的な不正につながることもあるため、会計規則に準拠して会計処理すべきである。	③ 事業費の不足額について、実行委員会が他団体に提出している実績報告書がないため支出金額の検証ができない。 (8) 地場産業まつりは当財団が主催しているが、収入及び事業費1,044 千円	② 当該イベントの収入と支出に関する処理が簿外となっている。また、 る処理が簿外となっている。また、 事業費の不足分を財団が負担し、印 刷製本費という科目で経理処理して いるが、寄付金という科目で処理す	① 実行委員会が主催しているが、その費用支出が財団の費用と一緒に経理されていて、区分が不明確である。
現金等の入手経緯について確認し、次 のとおり処理を行った。なお、不明な現 金は 50,061円が正当。	口座の残高の経緯について確認し、一般会計の雑収入として処理を行った。	4	財団は実績報告書により支出金額を検証していくこととする。 証していくこととする。 平成21年度から、事業参加企業からの協力金等は、財団収入へ計上するとと	平成21年度からは、実行委員会が財団からの支出金と他団体からの補助金等を併せて経理し、会計処理を一本化する。財団からの支出科目については、「負担金」で経理処理する。	平成20年度は、財団と実行委員会の経理区分を明確にした。
		④銀行の普通預金口座で取引をしなくなって相当期間経過しているものになって、事故防止のためすべて解約手続をとるべきであり、また、各種団体に返金すべきである。		③簿外の切手・ハガキ等が3,564円ある。また、ビール券2枚もあった。	る。また、外貨コイン等が約400枚あり、適切な処理が必要である。
③口座名義の団体に返還・パーティ4 代表 米山麻理子・パーティ5 代表 丸山みか	・(財) 山梁県国際交流協会会長理事 黒澤幸昭 ②口座を解約し、残高を一般会計の雑 収入として処理を行った。 ・(財) 山梨県海外協会会長 望月幸明・ブラジルの音楽と踊りと生活の祭典 代表 野沢正人 ・メキシコフェスタ97実行委員会事務 局会長 天野健 ・日本語教師の会 代表 丸山みか	各通帳の残高及び口座の経緯を確認し、 次のとおり処理を行った。 ①口座の解約(残高なし) ・(財)山梨県国際交流協会会長理事 ・(財)山梨県国際交流協会 ・(財)山梨県国際交流協会	郵便切手等受払簿に記帳し払い出し ②ハガキ ②ハガキ・郵便切手等受払簿に記帳し払い出し・平成21年12月に開催のワールドチャリティクリスマスで景品として使用	・外貨コイン約400枚 ・外貨コイン約400枚 ④関係者に返金 ・任意親睦団体参加費 1,815円 ハガキ等の入手経緯について確認し、 次 のとおり処理を行った。	①一般会計の雑収入として処理 ・お祝い金 30,000円 ・その他現金 12,061円 ②遺失物として警察に届け出 ・財布の落とし物 38,000円

Ш

0,900円が発生していると思われる。 (3) 法人税の申告漏れ額は2,972,000円 と考えられ、法人税等の納付不足額93

はなく、原則課税になるので留意する ため、平成21年度からは簡易課税で 消費税の課税売上が50百万円を超えた が必要である。また、平成19年度に うえ、適切な法人税申告に努めること 理者の請負事業部分の費用を再確認の 理が行われていた。) 従って、指定管 費税の申告は指定管理者分も含めた処 人税の申告の対象となる。(但し、消 業等)が含まれており、当該部分は法 に収益事業(指定管理者に伴う請負事 告の対象としているが、一般会計の中 申告については、証紙等特別会計を申 (財) 山梨県国際交流協会の法人税の

続して使用する必要性があるため、 時から使用しており、上記施設利用者に い状況に対応するため、当センター開設 おける会議・研修等の来客により、敷地 ートセンターの申請者、中小企業会館に 借しているものではない。平日も含めた のイベントや講演会のみの使用目的で賃 度に応じた負担割合を検討していく。 今後も、当センターと中小企業会館で継 起因する、第二駐車場の利用率は高い。 内の駐車スペースだけでは収容しきれな 当センターの大会議室の利用者やパスポ 2年3月末の契約更新までに、使用頻 第二駐車場は、土日祝日に行う当協

認会計士の指導のもと、次のとおり処理 を行った。 甲府税務署に確認を行うとともに、公

①平成20年度会計

- 指定管理業務は「請負業務」に該 紙販売分に加えて法人税の申告を 当するため、従来の収入証紙・印
- 点により、「技芸教授業」に列記 よる実施及び協会の自主事業の二 語学講座については、自主財源に 務署の見解に従い、申告対象外と された収益事業のいずれにも該当 しないため申告は不要との甲府税
- ②平成18、19年度会計

申告を行った。 公認会計士の指導のもと、

③平成20年度会計では、消費税の課 の指導のもと、修正申告の際に課 年度会計については、公認会計士 税売上額の精査を行い、原則課税 ため、簡易課税となる。平成19 税売上が50百万円を下回っている 又は簡易課税について適正に処理

る必要がある。

(6)

- Θ れは損金として計上されないため、 4,377円過大に計上されている。(こ ってお り、平成20年3月31日現在69 税務計算上の調整が必要と考えられ 賞与引当金の会計上の考え方が誤
- 0 61円過小に計上されていた。 も税務計算上の調整が必要と考え 動続年数をそれぞれ1年少なく計算 したため支給率の適用を誤り、337,7 退職給付引当金について、2名の
- (7) 農業移住者等に係る債務保証事業 6,541円保有しているが、昭和56年以来 27年間全く債務保証事業が行われてい け、現金・預金、出資金の資産を24,81 を行うため農業拓殖基金特別会計を設 既に役目を終わっているため廃止する ない。当該特別会計および当該事業は

(4) 平成20年5月22日の理事会第1号議 理事会で審議すべきである。 生していた。実際の決算報告書を基に 算報告書に総額で261,655円の差額が発 て、付議された決算報告書と実際の決 「平成19年度事業報告の件」におい

(5) (財) 山梨県国際交流協会は、基 るが、公益法人会計基準では満期保有 基本財産評価損2,471,500円計上してい 有目的で取得している。この国債・地 上しないことになっているので修正す 目的の債券については、評価損益を計 方債等を時価で評価して平成19年度に 本財産として国債・地方債等を満期保

修正を行い、平成21年3月末の理事会 において再承認を得た。 平成19年度会計の決算数値について

において過年度決算数値の修正処理を行 計基準に従い、平成20年度会計の決算 公認会計士の指導のもと、公益法人会

月)により計算を行い、必要な計上を行 行い、修正申告を行った。 公認会計士の指導のもと、次の処理を 賞与引当金の適正な対象期間(4ヶ

を行い、必要な計上を行った。 当額について、適正な支給率により計算 平成19年度引当額、平成20年度引

いて、国や他県の状況等を注視するとと もに、本県における事業の必要性を勘案 しながら、廃止の方向で関係機関と協議 していく。 農業移住者等に係る債務保証事業につ

シ世未其信めっつ、信め知らべごう なっており、他の2県人会との間 み事業費に対して100%補助と に著しい補助率の差が生じてい ているが、ブラジル山梨県人会の

②事業実績報告書には、支出内訳の 真、参加者名簿の添付を義務付け しもない。 真のみの添付で領収書の添付は一 ているが、上記3県人会とも、写 わかる領収書、事業実績の証拠写

③為替換算リスクがあるが、補助金 の時点で捉えもしくは認識すべき 額を算定するに当たり、それをど かが曖昧になっている。

理について内部統制上改善の余地があ (9) 会議室利用料と宿泊者利用料の管 て、当財団は、事務委託を受けてい 料金及び宿泊料金の収受管理につい た宿泊施設と会議室がある。その利用 流センターには、留学生等を対象とし る。山梨県の施設である山梨県国際交 に内部牽制上改良の余地がある。 は、現金で収受するが、その管理帳票 その利用料金及び宿泊料金の一部

①現金収受時の現金領収書の書き損 無必にしているのみ) 控2枚をホッチキス止めし二重線で じの処理(書き損じた場合に正1枚

②収入徴収原簿(第1号様式)と会議室 利用状況の表との突合

摘に従い、次の方針で改善を図って

費を計上した事業計画書及び実績報告書 率が確認できるよう事務処理を行う。 額と同額を事業費として報告がされてき 事業実施に要した全費用ではなく、補助 を徴することにより、均衡の取れた補助 たため、他の県人会と同様、本来の事業 ブラジルの場合、過去の慣例により、

改善を求めていく。 領収書の徴収について各県人会に対し

為替の変動による差額の発生が最小に とどまるよう、送金日のレートなど、適 正な時期により算定するよう改善を図っ ていく。

指摘に従い、次のとおり改善を図っ

システムとした。 その理由とその事実を検証する内部牽制 書き損じた領収書を管理者が確認し、

会議室利用状況(表)の日付欄に、その日の現金収受額を記載し、収入徴収原簿と併せて管理者が検証するシステムと

(財) 山梨県農業振興公社

した。

〈寄付行為(定款)について〉

きないと解される。従って、当財団の 返還することができることとなってい 還条項が定められ出資金 507 百万円を 寄付行為(定款)の規程を改正するこ たものであり、出資額の払い戻しはで するため返還されないことを前提とし 人に出捐された財産は、公益目的に供 る。しかし、行政実例によると公益法 とが必要である。 (定款)の規程において、出資金の返 (財) 山梨県農業振興公社の寄付行為

〈会計処理について〉

行い、今後は未処理の会計処理がない 千円は未処理のまま現在に至ってい 計上されていない。また、残りの8,906 損を約10年未処理のまま決算報告書を 金で全額処理すべきであったが、売却 る。本来は差損を用地価格変動等準備 埋めしたため、会計上は土地売却損が 格変動等積立金(預金)を取り崩して穴 による売却損 14,545 千円のうち、平成 ようにすべきである。 て、未処理の売却損に伴う会計処理を 作成していた。平成20年度におい 11年度に売却損 5,639 千円を用地価 旧敷島町の平成11年度土地の売渡

(3) 動等準備金 ③就農支援資金免除引当 に正しく計算されているとは認めがた 金)の計上基準が曖昧であり、毎決算期 賃貸借事業推進積立金 ②用地価格変 「重要な会計方針」の引当金(①

 Θ)賃貸借事業推進積立金:小作料減額引当金へ科目変更し、運用規程を

> を行い、速やかに規定の改正を行う。 出資者の理解が得られるよう十分な説明

理を行った。今後、同様なことがないよ 動等準備金で、未処理分 8,906 千円の処 平成20年度会計において用地価格変

う適正な会計処理を徹底する。

料減額引当金):平成21年度に全国協会 賃貸借事業推進積立金(全国協会は小作

Ш

要額を計上するべきである。 見直すとともに、事業年度ごとに必

- 産)の控除項目として表示する。 債の部ではなく合理化事業用地(資 と。また、貸借対照表においては負 事業用地損失引当金」と変更するこ を見直すとともに、科目を「合理化 上すべきである。同準備金処分規程 るものであるので、本来の基準で計 農地等の時価が取得価額(簿価)よ 余剰が生じた時に計上しているが、 下落したときにその差額を計上す 用地価格変動等準備金:運用益に
- いるものである。従って、今後計上するのであれば引当金の計上基準を 額は取り崩す必要がある。 明確にして現在過大となっている金 なっているため、引当金を計上して づくと、最終償還年度の償還金額の 就農支援資金貸付償還免除規定に基 一部 (10%以内) を免除することに 就農支援資金免除引当金:現状の
- ないので検討すべきである 上記とは別に貸倒引当金の計上が

消されることとなった 以降「資産の総額」について職権抹 きであったが、平成 20 年 12 月 1 日 664,283,067 円である。修正を行うべ 記事項の「資産の総額」が 300 万円 法人登記の登記簿謄本において、登 と登記されているが、実際は

処理で、土地の購入時の費用・収益 農地保有合理化事業における会計 重計上となっているため、

| の基準に基づき科目名を変更し、運用規 程の見直しを行う。

年度末をもって当該準備金を廃止する。 て売却し差損処理を行った後、平成21 であるため、公社では長期保有農地を全 該引当金を平成21年度に廃止する予定 化事業用地損失引当金):全国協会では当 用地価格変動等準備金(全国協会は合理

額を計上する。 は今後とも必要であり、平成21年度に 引当金の計上基準を規定した上で、必要 ための施策として貸付金の一部償還免除 就農支援資金免除引当金:就農促進の

検討し、必要な基準等を整備する。 当金については、平成21年度に計上を 賃貸借事業及び就農支援資金の貸倒引

引き続き適正に処理していく。 法人登記の手続きについては、今後も

平成20年度会計処理から改善を行っ

0

を行う必要がある。 われていないので、詳細な原価計算

- (5) 就農支援資金貸付事業において
- が有効に活用されるよう努めるべき 因が考えられると思うが、資金のP の 41,752,000 円は貸付け準備金とし) これまで延べ1億円余りの資金貸付の実績があるが、最近の貸付状況 Rや貸付条件の緩和等、無利子資金 件数が減少している理由は様々な要 て普通預金に預けられている。貸付 在の貸付残額は 40,042,000 円、残り 件となっている。平成19年度末現 は平成18年度1件、19年度は0

にPR活動を行っている。

- 0 金未収額の一部 625,627 円が計上さ れていない。 貸付資金の償還金延滞に係る違約
- (6) 〈長期保有農地について〉

成金が支給されるため、助成期間(平成 公社の売却損については、約2割の助 52,909,197 円) の見直しを行い売却促 22年度まで)を有効に活用すべきで 有合理化緊急売買促進事業によって、 進する必要がある。現在、国の農地保 ため、土地の評価額(20年度評価額 売渡を実施するも売却できない。この 74,038,013 円) について、3度の公募 長期保有農地13件(帳簿価格

受託事業費の詳細な原価計算が行

活用については就農相談会の折で積極的 平成20年度から従事時間による積算に 証書特約条項を改正し、貸付に係る保証 成21年度に全体の共通経費の按分基準 変更した。また、間接経費については平 に、就農支援資金貸付規程並びに同借用 た。(H21.1.1施行)また、資金の 人の数を2名以上から、1名以上とし 就農支援資金を利用しやすくするため 受託事業における人件費については、

成20年度会計で未収金として計上し 未計上の延滞金違約金については、

により平成 21 年度中の売却を行うととも 模拡大を志向する担い手農業者との交渉 圧縮を図る に、国の助成措置を活用し、売却差損の 件を売却した。残り4件についても、 め、平成20年度価格の見直しを実施 し、担い手農業者等との交渉の結果、9 長期保有農地の早期売却を進める 規